

学校生活管理指導表の補足について

1. 学校生活管理指導表について

- ・従来より、学校給食における食物アレルギー対応については、医師の診断による「学校生活管理指導表」に基づく対応を実施
- ・令和9年4月より、原因食物の完全除去対応が原則となり、学校給食の対応に大きな変化があり（「自己除去」、「多段階対応」が不可）

例1) 医師の診断が「飲用牛乳のみ喫食不可」の場合

（乳製品）	令和8年度		令和9年度
飲用牛乳	×（飲まない）	⇒	×（全て提供しない）
パン	○（食べる）		
チーズ	○（食べる）		
ヨーグルト	○（食べる）		

例2) 医師の診断が「乳製品の少量喫食可」の場合

（乳製品）	令和8年度		令和9年度
飲用牛乳	×（飲まない）	⇒	×（全て提供しない）
パン	△（半分食べる）		
チーズ	△（半分食べる）		
ヨーグルト	×（食べない）		

- ・種類や製品の違いによりアレルギーが発症しない実態を鑑み、「大豆製品」については製品ごと、「魚・野菜・果物」については種類ごとの対応となる

例3) 医師の診断が「大豆の少量喫食可」の場合

（大豆製品）	令和8年度		令和9年度
豆腐	○（食べる）	⇒	×（全て提供しない）
厚揚げ	△（半分食べる）		
うすあげ	×（食べない）		

例4) 医師の診断が「うすあげの喫食不可」の場合

（大豆製品）	令和8年度		令和9年度
豆腐	○（食べる）	⇒	○（提供する）
厚揚げ	○（食べる）		×（提供しない）
うすあげ	×（食べない）		

例5) 医師の診断が「魚の少量喫食可」の場合

（魚種）	令和8年度		令和9年度
さば	○（食べる）	⇒	×（全て提供しない）
さわら	△（半分食べる）		
さけ	×（食べない）		

例 6) 医師の診断が「さけの喫食不可」の場合

(魚種)	令和 8 年度		令和 9 年度
さば	○ (食べる)	⇒	○ (提供する)
さわら	○ (食べる)		○ (提供する)
さけ	× (食べない)		× (提供しない)

例 7) 医師の診断が「野菜の少量喫食可」の場合

(野菜の種類)	令和 8 年度		令和 9 年度
トマト	○ (食べる)	⇒	× (提供しない)
たけのこ	△ (半分食べる)		
緑豆もやし	× (食べない)		

例 8) 医師の診断が「たけのこ、緑豆もやしの喫食不可」の場合

(野菜の種類)	令和 8 年度		令和 9 年度
トマト	○ (食べる)	⇒	○ (提供する)
たけのこ	× (食べない)		× (提供しない)
緑豆もやし	× (食べない)		× (提供しない)

⇒ 従来と同じ診断となる場合でも、学校給食での対応には変化が生じるため、学校関係者や保護者のみならず、主治医にも周知する必要あり

- ・「自己除去」、「多段階対応」が実施できないこと
- ・製品ごと、種類ごとに記載が必要となる旨
- ・給食に使用しない食材の明確化

2. 記載事項について

(1) 和泉市の学校給食対応について

- ・完全除去対応を原則とすることについて
- ・自己除去対応・多段階対応について
 - ⇒主治医が学校生活管理指導表に記載しやすいよう食材の記載例及び学校給食での具体的な対応（多段階対応を実施しないこと等）について記載
- ・除去食の提供について
- ・特定原材料等 29 品目の提供について
- ・和泉市の給食で使用するパンについて
- ・学校給食で対応不可なものについて
 - ⇒コンタミネーション、調味料・だし・添加物の対応について記載

(2) 学校生活管理指導表の作成に係る費用について

- ・保険適用となる場合の条件を整理のうえ明記